

体調不良児保育に関する注意事項

1. 体調不良児とは、通常の保育中に体調が悪くなったお子様のことを言います。
お子様の熱が 37.5 以上になったことを保育士が確認した時点で医務室へ移動し、保護者へご連絡します。
2. お子様の熱が 38 以上になったことを保育士が確認した時点で保護者へ再度ご連絡します。
その後の症状により、看護師・園長の判断で体調不良児保育を中断しお迎えを要請する場合があります。
3. 熱がなくても、嘔吐や下痢を起こした場合はお迎えを要請する場合があります。
4. お子様の容態に緊急性を看護師・園長が判断した場合、保護者に連絡し承認を得たのち、病院へお連れする場合があります。その場合は、感染症の迅速検査など非侵襲的な検査や吸入、外傷手当などの処置費用は保護者の負担となります。
5. 体調不良の場合は、保護者がお迎えに来るまで見守り続けます。
但し、当日中に病院等の治療を受けることができるように配慮をお願いします。
6. ケガをした場合、傷口を洗浄、テープでの処置になります。洗浄とテープでは処置できないケガと判断した場合は病院にお連れします。その際の費用は保護者の負担となります。
7. はしか・水痘・おたふくかぜ・三日はしかのいずれかにおいて、既にかかったことのある同じ病気のお子様と同部屋になることがあります。
8. 体調不良児対応の部屋は定員 2 名です。満室になった場合、順次お迎えを要請しますのでご了承くださいませようお願いします。